

重度心身障がい者 ひとり親等家庭 乳幼児等 医療費給付制度について



清里町では、心身に障がいをお持ちの方、ひとり親家庭などの方、中学生までのお子さまへ日常の医療費の負担軽減を北海道要件に清里町独自で拡充を行って給付を実施しています。

次の要件を満たす方は、医療給付の対象となりますので、申請により受給者証を交付します。

【助成事業の内容】

重度心身障がい者医療給付	ひとり親家庭等医療給付	乳幼児等医療給付制度
次の手帳のいずれかをお持ちの方 ・身体障害者手帳1級～3級 (心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害に限ります) ・精神保健福祉手帳1級 ・療育手帳Aをお持ちの方	母または父のひとり親家庭において、子どもを18歳年度末まで扶養または監護している家庭。 (扶養状況により20歳末まで対象)	中学校卒業年度末までの乳幼児など (清里町で拡充)
特別障害者手当に準拠した所得制限以内の方	児童扶養手当に準拠した所得制限以内の方	所得制限はありません (清里町で拡充)



【各制度の給付内容】

3歳未満児と住民税非課税世帯を除き、加入されている医療保険などの診療の1割の自己負担により受診ができます。 (月額上限：通院12,000円、入院44,400円) 3歳未満児と住民税非課税世帯は初診時一部負担金のみ(医科580円、歯科510円、柔整270円)負担いただきます。 ※清里町では、初診時一部負担金は後日給付により還元いたします。 ・精神障がいの場合には、通院のみ給付します。 ・ひとり親世帯の親については、入院のみ給付します。	加入されている医療保険診療などの自己負担相当額を申請により給付いたします。 入院時・通院時の制限はありません。 また、町内の医療機関などでは、受給者証の提示のみで受診が出来るようになっており、自己負担額のお支払がありません。 (清里町で拡充)
---	--